

都市計画駐車場電気自動車充電器使用要領

(目的)

第1条 この要領は、都市計画駐車場に設置された電気自動車充電器の使用方法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、下関市駐車場の設置等に関する条例（平成17年条例第286号。以下「条例」という。）及び下関市駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第260号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 電気自動車充電器 細江町駐車場及び赤間町設置された電気自動車充電器をいう。

(使用者)

第3条 電気自動車充電器を使用できる者は、細江町駐車場又は赤間町駐車場に普通駐車により駐車した電気自動車の運転者（以下「普通利用者」という。）とする。

2 定期駐車により駐車した電気自動車の運転者（以下「定期利用者」という。）は、普通利用者の利便を損なわないと市長が認めた期間は、前項の規定にかかわらず、電気自動車充電器を使用することができる。この場合において、市長は、定期券の交付等の際に、規則第5条第6項の規定に加え、次に掲げる事項を定期利用者の遵守事項として、定期券の交付を行うものとする。

(1) 電気自動車充電器を日々の充電のために使用しないこと。

(2) 電気自動車充電器は、普通利用者が優先して使用できること。

3 定期利用者が前項の遵守事項に違反していると市長が認めたときは、市長は、当該定期利用者に電気自動車充電器の使用の中止を求めることができる。この場合において、中止要請にもかかわらず、当該定期利用者が使用を中止しないときは、市長は文書により、使用を中止しないときは定期券の交付の全部又は一部を取り消す旨を通知するものとする。

(使用の対価)

第4条 電気自動車充電器の使用の対価は、無償とする。

(使用方法)

第5条 電気自動車充電器を使用しようとする者は、別紙電気自動車普通充電器使用簿（以下「使用簿」という。）に、車両番号、使用開始時刻及び終了予定時刻を記入しなければならない。

2 電気自動車充電器の使用を終えた者は、使用簿に終了時刻を記入しなければならない。

3 前2項のほか、市長は、使用者に必要な指示をすることができる。

(使用簿の備え付け)

第6条 市長は、電気自動車充電器に使用簿を備え付け、使用の管理を行うものとする。

(損害の責任)

第7条 電気自動車充電器の使用に伴って発生した損害は、条例第13条の規定により、対応するものとする。

(指定管理者による管理)

第8条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に駐車場の管理を行わせている場合にあっては、第3条、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。